

権利擁護サポートセンターだより

第4号（市民後見人養成講座修了生と市町村向け）

お知らせ

●「市民後見人養成講座フォローアップ研修」は延期となりました。

令和2年3月17日（火）に予定しておりました令和元年度第2回「市民後見人養成講座フォローアップ研修」は、水戸市の「新型コロナウイルス感染症対策に伴う市有施設等の利用方針」に基づき、開催延期となりました。感染拡大リスク防止のための対応ですので、ご理解くださいますようお願い申し上げます。

改めて開催する日時は、決定次第、ご連絡させていただきます。

● 法人後見受任状況（県央地域定住自立圏域内） 令和2年2月末日現在

- 受任件数 24 件：水戸市社協 15 件，ひたちなか市社協 2 件，東海村社協 7 件

受任社協名	市町村名	後見	保佐	補助	計
水戸市社協	水戸市	11		1	12
	笠間市	1			1
	小美玉市	1			1
	城里町	1			1
ひたちなか市社協	ひたちなか市	2			2
東海村社協	東海村	4	3		7
合計		20	3	1	24

ニュース

● 後見報酬 生活支援重視の算定方法が検討されています。

成年後見制度利用者から後見人等に支払う報酬について、利用者への生活支援を確実に実施してもらうため、支援の実施状況により報酬を増減させる算定方法が最高裁判所で検討されています。

最高裁判所の案では、財産の調査や収支状況の確認、利用者の心身や生活状況の把握などを行う「基本的事務」を行わなかった場合、後見人の報酬が減額されることになり、不動産の売却や福祉サービスの契約など必要に応じて行う「付加的事務」を多く実施すれば増額となります。また、付加的事務のうち、財産管理事項の報酬は経済的な利益の額を考慮するとされています。

○後見事務の内容と報酬について（最高裁判所案）

事務	内容	報酬の増減
基本的事務	・財産調査 ・収支確認 ・生活状況の把握 など	・行わなかった場合は、報酬の減額
付加的事務	・不動産の売却 ・遺産分割協議 ・福祉サービスの契約 など	・実施した場合、報酬の増額 ・経済的な利益の額を考慮し増減

●申立書類等が全国で統一されます。

令和2年4月から後見等開始申立書等が全国で統一したものに变更されます。現在、全国の家庭裁判所で使われている後見等開始申立書等は、別々に作成されており、申立てを行う家庭裁判所によって、書式や提出する書類に違いがありました。今後はどこの家庭裁判所へ申立てる場合でも、同じ書式、同じ書類を求められるようになるとともに、後見人等が行う初回報告や定期報告についても同様な変更があるかと思われます。詳細については追ってお知らせいたします。

●成年後見制度市民学習会を開催しました。

那 珂 市

令和元年12月4日（木）『那珂市総合センターらぽーる』にて、開催された「いいなかふれあいフェスティバル」において、成年後見制度の普及啓発を目的として「成年後見制度に関する市民向け学習会及び相談会」を開催しました。学習会は茨城県社会福祉士会の社会福祉士を講師に講演が行われました。

城 里 町

令和2年2月27日（木）『常北保健福祉センター』にて、「成年後見制度学習会」を開催しました。法テラス茨城法律事務所の弁護士、城里町地域包括支援センターの社会福祉士を講師に2部構成で講演が行われました。



【別紙報告書をご覧ください】

発 行

社会福祉法人水戸市社会福祉協議会 権利擁護サポートセンター

住所：水戸市赤塚1丁目1番地 電話：029-309-5001

E-mail：kenriyogo@mito-syakyo.or.jp

ホームページ：<http://www.mito-syakyo.or.jp/soudan/kouken.html>



ホームページ
QRコード